随意契約理由書

１　案件名称

　　令和３年度　戸籍情報システム端末機器等移設業務委託（市場移転）

２　契約の相手方

　　　富士通Ｊａｐａｎ株式会社

３　随意契約理由

　戸籍情報システム端末機等に関しては、令和元年10月から令和６年９月まで長期継続契約（60ヶ月リース）を富士通リース株式会社と締結しており、保守については、同社が契約している富士通Ｊａｐａｎ株式会社が行うと定められている。

　通常、リース物品に関しては、設置した状態で使用することが原則となっており、設置後に移設することは想定されていないため、仮に、発注者が独自に移設を行った場合は、移設後における保守について契約相手方が承諾しない可能性がある。

また、保守の範囲としては、通常使用における機器の障害、ソフトウェアのバージョンアップ及び内部部品の劣化等への対応となっており、移設した場合、何らかの障害が発生しても、その原因にかかる保守対象の是非について判断が困難になることが想定され、責任の所在についても不明確となることが懸念される。

上記のことから、富士通Ｊａｐａｎ株式会社以外に本業務を適正に履行することができる事業者が存在しないため、地方自治法施行令167条の２第１項２号により同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　　市民局総務部住民情報担当（住民情報グループ）（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

１　案件名称

　　　令和３年度　住民基本台帳等事務システム端末移設業務委託（市場移転）

２　契約の相手方

　　　株式会社大塚商会

３　随意契約理由

　　住民基本台帳等事務システム端末機等に関しては、令和２年１月から長期継続契約（60ヶ月リース）を富士通リースと締結しており、保守については、同社が契約している株式会社大塚商会が行うと定められている。

通常、リース物品に関しては、設置した状態で使用することが原則となっており、設置後に移設することは想定されていないため、仮に、発注者が独自に移設を行った場合は、移設後における保守について契約相手方が承諾しない可能性がある。

　また、保守の範囲としては、通常使用における機器の障害、ソフトウェアのバージョンアップ及び内部部品の劣化等への対応となっており、移設した場合、何らかの障害が発生しても、その原因にかかる保守対象の是非について判断が困難になることが想定され、責任の所在についても不明確となることが懸念される。

　　上記のことから、株式会社大塚商会以外に本業務を適正に履行することができる事業者が存在しないため、地方自治法施行令167条の２第１項２号により同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　　市民局総務部住民情報担当（住民情報グループ）（電話番号：06－4305－7345）